



# 地域包括ケア病棟開設のご案内

当院では、平成 29 年 6 月 1 日より、急性期治療後の在宅・生活復帰に向けた医療や支援を行うため、一般病棟の一部を転換し、地域包括ケア病棟（37 床）を新たに開設いたします。

在宅での療養に不安がある場合、またもう少しの治療で社会復帰できる患者様、施設への退院がすぐに難しい患者様のために、安心して退院していただけるよう支援して参ります。

## 【地域包括ケア病棟とは】

急性期治療を終了し、症状が改善した患者様は退院となりますが、すぐに在宅や施設へ退院するには不安のある患者様に対し、在宅復帰に向けて医療管理・診療・看護・リハビリテーションを行うことを目的とした病棟です。在宅・介護施設に復帰予定の方であれば対象となります。

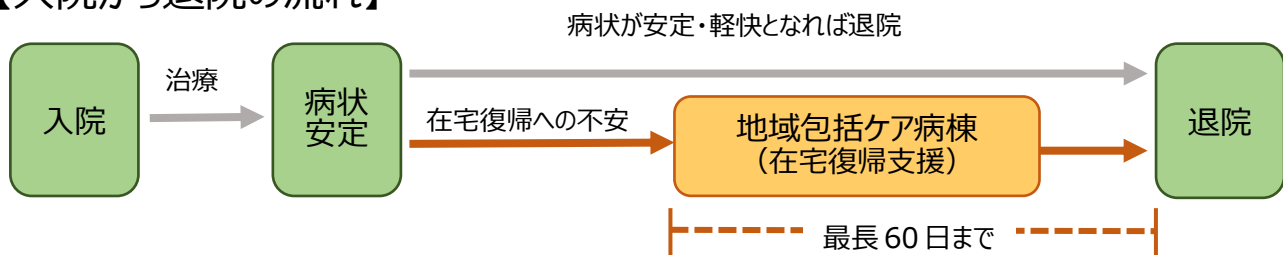
## 【対象となる患者様】

- ◆入院治療により病状が改善したが、経過観察や在宅復帰への環境整備が必要な方
- ◆急性期の治療により病状が安定した後も、在宅復帰に向けて治療が必要な方
- ◆生活習慣病などの疾患の治療、教育入院を目的とされる方
- ◆上記以外で主治医が必要と判断した方

※入院期間は保険診療上 **最長 60 日以内**の退院（在宅復帰）が原則となります



## 【入院から退院の流れ】



## 【入院費用について】

- ◆地域包括ケア病棟に入院された場合、入院費の計算方法が通常と異なり、1 日当たりの定額制で、検査・投薬・注射・リハビリテーションなどの費用が含まれます。（一部除外となる診療があります）
- ◆高額療養費制度もご利用いただけます。

※病状の変化により、病棟を移動していただく場合がございます。

※生活用品リース（契約した場合）、食事・オムツ等医療費以外のものが別途かかります。